

XIV 社会保険審査官

1 社会保険審査官の業務の概要

社会保険審査官は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

2 審査請求の流れ

(1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付

(2) 審査請求事案に関する審理

ア 要件審理等

(ア) 要件審理

(イ) 補正、疎明

(ウ) 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）

(エ) 受理又は却下の決定（受理の場合、原処分者へ通知を行う）

イ 本案審理

(ア) 審理のための処分

必要に応じ、次の処分を行う

・請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）

・文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める

・鑑定人に鑑定させる

・立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）

(イ) その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡

(3) 決定

ア 決定書の作成

イ 決定書の送達

〔参考〕社会保険審査官及び社会保険審査会法の改正の主な点（平成28年4月から）

・審査請求期間の延長（60日から3月に延長）

・不服申立ての二重前置の廃止（再審査請求を経なくても裁判所への出訴が可能）

3 根拠法令等

(1) 健康保険法 189 条

(2) 厚生年金保険法 90 条

(3) 船員保険法 138 条

(4) 国民年金法 101 条

(5) 社会保険審査官及び社会保険審査会法

(6) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令

(7) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則

4 実績（平成 24 年度～平成 28 年度）

（平成 24 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	40	36(3)	36
厚生年金保険法	108	277(28)	220
船員保険法	0	0(0)	0
国民年金法	109	235(20)	194
合計	257	548(51)	450

（平成 25 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	63	42(0)	33
厚生年金保険法	87	291(57)	205
船員保険法	0	0(0)	0
国民年金法	114	234(41)	189
合計	264	567(98)	427

（平成 26 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	136	37(9)	34
厚生年金保険法	155	260(86)	223
船員保険法	0	0(0)	0
国民年金法	159	355(45)	306
合計	450	652(140)	563

（平成 27 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	66	36(3)	31
厚生年金保険法	128	266(37)	225
船員保険法	0	0(0)	0
国民年金法	141	251(49)	228
合計	335	553(89)	484

（平成 28 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	86	28(5)	26
厚生年金保険法	147	199(41)	157
船員保険法	0	0(0)	0
国民年金法	163	193(23)	173
合計	396	420(69)	356

※ 審査請求件数欄の（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲